

大阪府立万国博覧会記念公園

指定管理者募集要項

平成29年8月

大阪府 府民文化部

目 次

【募集要項本編】

1. 指定管理者選定の目的
2. 施設の概要
3. 管理運営方針
4. 指定管理者が実施する業務
5. 募集に際しての基本条件
6. 応募の手続
7. 応募にあたっての提出書類
8. 提案及び応募にあたっての留意事項
9. 指定管理者の選定
10. 指定管理者の指定
11. 契約の締結
12. 引継ぎ事項等
13. モニタリング（点検）等の実施
14. その他

【募集要項別紙】

- 別紙 1：公園マップ
- 別紙 2：国有地の範囲
- 別紙 3：指定管理者の管理区域
- 別紙 4：指定管理者の業務範囲、大阪府が引き続き行う業務
- 別紙 5：開園日と休園日・開園時間
- 別紙 6：指定管理者として果たしていただくべき責務
- 別紙 7：指定管理者と大阪府の責任分担（リスク分担表）
- 別紙 8：運営体制について
- 別紙 9：選定に関する評価項目（細目）
- 別紙 10：参考価格
- 別紙 11：大阪府立万国博覧会記念公園管理マニュアル（資料を含む）
- 別紙 12：大阪府立万国博覧会記念公園維持管理水準書
- 別紙 13：大阪府立万国博覧会記念公園設計・整備に関する業務水準書
- 別紙 14：その他資料等
 - ①主要施設一覧
 - ②主要施設の建物図面
 - ③売店・食堂一覧
 - ④売店・食堂位置図
 - ⑤休憩所・トイレ一覧
 - ⑥休憩所・トイレ位置図
 - ⑦大阪府において整備を想定している主な施設
 - ⑧施設利用状況
 - ⑨開催イベント
 - ⑩自然文化園における園内移動手段
 - ⑪関連図面一式

【応募書類】

1. チェックリスト
2. 応募書類（様式第1号～第17号）

【参考】

1. 大阪府日本万国博覧会記念公園条例（未施行条文を含む）
2. 大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則
3. 万博記念公園に関するアンケート結果概要
4. 契約書（例）

1. 指定管理者選定の目的

日本万国博覧会記念公園は、昭和 45 年（1970 年）に開催された日本万国博覧会の広大な跡地に、太陽の塔など博覧会の遺産（レガシー）を継承しつつ、「緑に包まれた文化公園」として整備が進められ、都市の中に広大な敷地を有する公園として、多くの利用者に愛されながら発展してきました。

大阪府は、平成 26 年 4 月、独立行政法人日本万国博覧会記念機構から同公園を承継し、平成 27 年 11 月には、長年にわたって守られ、育まれてきた公園の魅力を大切にしながら、新たな魅力を創造し、さらに活性化するため「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、目指すべき公園像を「緑と文化・スポーツを通じて人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園」とし、4つの目標、7つの基本方針を掲げています。

また、平成 28 年 11 月には「大阪都市魅力創造戦略 2020」を策定し、その中で、重点取組である「世界第一級の文化・観光拠点形成・発信」の一つに、日本万国博覧会記念公園の魅力創出を掲げています。

「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」や「大阪都市魅力創造戦略 2020」で掲げる目標の実現に向け、民間事業者の柔軟で優れたアイデアや活力を導入し、文化・観光拠点化の取組みの加速化やこれに相応しいサービスの提供、更なる魅力創出や賑わいづくり、利用者の満足度向上などを図るため、日本万国博覧会記念公園内の「公の施設」である「大阪府立万国博覧会記念公園」の管理運営について、指定管理者制度を導入することとし、このたび、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者を広く募集します。

2. 施設の概要

日本万国博覧会記念公園は、自然文化園地区（国有地約 130ha）とその周辺地区（大阪府有地約 128ha）から構成されており、エリア内には、大阪府が管理運営する施設（「公の施設」の範囲を「大阪府立万国博覧会記念公園」といいます。）と、大阪府以外の事業者が管理運営する施設があります。（この募集要項の p 2 (8) 参照）

- ・大阪府が管理運営する施設として、自然文化園、日本庭園、文化・スポーツ施設、その他各種公園施設があります。指定管理者には、地方自治法第 244 条で定める「公の施設」の管理運営を一括して行っていただきます。
- ・大阪府以外の事業者が管理運営する施設として、国立民族学博物館や迎賓館、EXPO CITY や市立吹田サッカースタジアムなどの施設があります。これらの施設は、指定管理者の管理対象外です。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 公の施設の名称 | 大阪府立万国博覧会記念公園（以下「府立万博公園」という。） |
| (2) 所在地 | 大阪府吹田市千里万博公園他 |
| (3) アクセス | 大阪高速鉄道（大阪モノレール）「万博記念公園駅」から万博公園中央口へ約 400m
大阪高速鉄道（大阪モノレール）「公園東口駅」から万博公園東口へ約 200m
その他、阪急バス・近鉄バスが運行しています。 |
| (4) 施設の規模 | 指定管理者の管理範囲
敷地面積 約 219ha（国有地約 124ha、大阪府有地約 95ha）
参考：日本万国博覧会記念公園
敷地面積 約 258ha（国有地約 130ha、大阪府有地約 128ha） |
| (5) 施設構造 | 別紙 14（㊦関連図面一式）のとおり |
| (6) 施設内容 | 別紙 14（㊦関連図面一式）のとおり |

(7) 用途地域

吹田市 HP「都市計画情報すいた」参照

<http://www2.wagmap.jp/suita/Portal>

(8) 府立万博公園の主な施設

※下線は府立万博公園外（指定管理者の管理対象外）の施設（参考記載）

		主な施設	内容	
自然文化園地区 (国有地 約 130ha)	日本庭園 (約 26ha)	庭園 (庭園の清掃やパトロールなど、日常的表面管理や利活用に関する業務は指定管理者。庭園の景観形成に関する業務は大阪府。) 茶室「汎庵、万里庵」、茶室「千里庵」 レストラン「はす庵」、 <u>迎賓館</u>	大阪万博の政府出展施設として日本の造園技術の粋を極め造られた名園	
	自然文化園 (約 99ha)	太陽の塔(平成 30 年 3 月内部公開予定)、お祭り広場、公園西側に広がる森、もみじ川広場、東の広場、上の広場、下の広場、わくわく池の冒険ひろば、ぼうけん海のひろば、やったねの木(自然文化園の森については、清掃やパトロールなどの日常的表面管理や利活用に関する業務は指定管理者。育成環境形成に関する業務は大阪府。)	緑、里、水辺、遊びの空間	
		EXPO' 70 パビリオン	博覧会の準備から開幕・会期中・閉幕の状況を当時の映像や資料で紹介	
		自然観察学習館	公園内に生息する生物の実物やパネル展示、自然体験行事等を実施	
		おもしろ自転車広場、サイクルポート、バーベキューコーナー	(現在は、民間事業者が管理運営)	
	文化施設 (約 5ha)	<u>国立民族学博物館</u>	民族学・文化人類学の調査研究と展示公開(大学共同利用機関法人が管理運営)	
		<u>大阪日本民芸館</u>	日本の生活に密着した民芸品を展示(公益財団法人が管理運営)	
	その他	<u>旧大阪府立国際児童文学館</u>	(現在は大阪府の公文書書庫として活用。)	
	周辺地区 (大阪府有地 約 128ha)	スポーツ地区 (約 70ha)	〈東地区〉 万博記念競技場、運動場、少年球技場、少年野球場、弓道場、 <u>大阪府北部防災拠点</u>	万博記念競技場をはじめ、野球・サッカーなど幅広いスポーツ施設がある。 (パークゴルフ場は、現在、民間事業者が管理運営)
			〈南地区〉 野球場、小運動場、スポーツ広場(軟式野球場 4 面、ソフトボール場 1 面)、総合スポーツ広場、小広場 <u>アメリカンフットボール球技場 1 面、ガンバ大阪サッカー練習場 2 面、OFA 万博フットボールセンター 2 面、市立吹田サッカースタジアム、こどもの遊び場、南口ちびっこ広場</u>	
〈西地区〉 テニスコート 36 面、フットサルコート 4 面、西口ちびっこ広場、パークゴルフ場				
その他 (約 58ha)		<u>万博記念ビル、EXPO CITY、ホテル阪急エキスポパーク、ABCハウジング千里住宅公園、万博おゆば</u>	事務所が入居する万博記念ビルや複合型エンターテインメント施設、住宅公園、宿泊施設、温浴施設など	

- ※国有地の範囲については別紙2、指定管理者の管理区域については別紙3をご覧ください。
- ※おもしろ自転車広場、サイクルポート、バーベキューコーナー、パークゴルフ場は、現在、民間事業者が管理運営していますが、これらの施設の取扱いについては、この募集要項 p 23～p 24 及び別紙 11「大阪府立万国博覧会記念公園管理マニュアル（以下「管理マニュアル」という。）」をご覧ください。
- ※指定管理者は万博記念ビルの一部を指定管理者の執務室として使用できます。なお、万博記念ビルの取扱いについては、別紙 11「管理マニュアル」をご参照ください。

3. 管理運営方針

日本万国博覧会記念公園は、「人類の進歩と調和」をテーマとして開催された日本万国博覧会の跡地を、博覧会の成功を記念して、太陽の塔などの博覧会の遺産（レガシー）を残しつつ、「緑に包まれた文化公園」として整備された公園です。

<参考>

- ・日本万国博覧会では、「人類の進歩と調和」のテーマのもと、「よりゆたかな生命の充実を」「よりみどり多い自然の利用を」「より好ましい生活の設計を」「より深い相互の理解を」の4つのサブテーマを設定。

指定管理者には、大阪の都市魅力の創造に関して、施策の方向性などを取りまとめた「大阪都市魅力創造戦略 2020」や、日本万国博覧会記念公園（府立万博公園を包含）に関して、大阪府の取組みの基本的な考え方や主な内容を取りまとめた「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」を大阪府と共有し、その実現に向け、公園を包括的にマネジメントしていただきます。

※大阪都市魅力創造戦略 2020（大阪府 HP に掲載）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimi ryoku/toshimi ryokusen/index.html>

※日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン（大阪府 HP に掲載）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/bijyon/index.html>

(1) 特に留意していただきたい事項

- ① 日本万国博覧会記念公園の魅力創出については、「大阪都市魅力創造戦略 2020」の重点取組「世界第一級の文化・観光拠点形成・発信」の中に位置づけています。

現在は近傍市町村在住の方の利用が多い状況ですが、国内外から多数の方が訪れる観光拠点となるような取組み、とりわけ、インバウンドの増につながる事業展開や投資などを行ってください。

<大阪都市魅力創造戦略 2020> 世界的な創造都市、国際エンターテインメント都市へ加速し、2020 年に向け大阪を世界へアピールすることを目的として、“内外から人、モノ、投資等と呼び込む「強い大阪」の実現”、“世界に存在感を示す「大阪」の実現”という2つの戦略目標を掲げています。

- ② 「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」（以下「将来ビジョン」という。）で掲げる基本テーマの発展や、基本理念及び目指すべき公園像のもと、利用者に対する質の高いサービスの提供、利便性や快適性の向上、文化やスポーツの振興に資する事業の実施、文化・運動施設などの利活用、各種イベントの展開など、創意工夫をもって、公園の賑わいづくりを推進してください。

※目指すべき公園像（将来ビジョンより）

- ・基本テーマ：人類の進歩と調和

（博覧会のテーマであった「人類の進歩と調和」は普遍のものとして、将来ビジョンにおいても基本テーマとして設定。）

- ・基本理念：緑に包まれた文化公園
- ・目指すべき公園像：緑と文化・スポーツを通じて人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園（4つの目標、7つの基本方針を設定）

③ 公園内には、「太陽の塔」や「EXPO' 70 パビリオン」、「日本庭園」といった 1970 年の日本万国博覧会当時の施設や、都市部の中にあつて貴重な緑を楽しめる「自然文化園の森」（以下「万博の森」という。）といった施設があります。日本万国博覧会の跡地に整備されたメモリアルな公園であることを踏まえ、上記①及び②を進めるにあたっては、「緑に包まれた文化公園」にふさわしい品格ある公園とすることを念頭に、観光拠点化や賑わいづくりなどの取組みを進めてください。

※太陽の塔 …日本万国博覧会の「人類の進歩と調和」を具現化するテーマ館であった岡本太郎氏作の芸術作品。公園のランドマークとして存在感を示している。塔内部の「生命の樹」「地底の太陽」を再生し、平成 30 年 3 月から公開予定。

EXPO' 70 パビリオン …博覧会当時は鉄鋼館というパビリオン。現在は、博覧会の記念館として、博覧会の準備から開幕・会期中・閉幕の状況を当時の映像や資料などで観覧いただける施設。

日本庭園 …博覧会の政府出展施設として、世界に誇る日本の造園技術の粋を極め造られた名園。時代ごとの日本の庭園様式を体感し、日本の自然美を発見・鑑賞していただける施設。

万博の森 …博覧会跡地の植物がない人工地盤に新たに作り出された森は、造成地に多様な自然生態系を再生してきたもので、現在も生物多様性を向上させる取組みを続けている。自然観察をはじめ、森を楽しみ、学ぶ場として、自然の中で多様な活動ができる空間。

④ 利用者が、安心・安全・快適に施設を利用していただけるよう管理運営や維持補修等を行っていただくことはもちろん、府立万博公園が地方自治法第 244 条に規定する公の施設であることを踏まえ、公平・平等に利用できるよう十分に配慮してください。

⑤ 指定管理者制度導入後も、「日本庭園」の景観形成や「万博の森」の育成に関する業務、施設の大規模改修、土地貸付等の財産管理など、一部の業務については大阪府が引き続き行います。指定管理者は、こういった大阪府が引き続き行う業務を含め、大阪府の施策や事業に協力いただきます。

※一部の業務を大阪府が行うこととしている「日本庭園」や「万博の森」などの施設についても、清掃や巡視などの日常管理、利活用や広報展開などは指定管理者の業務となります。（例：日本庭園の魅力の発信や森の魅力を堪能できるサービスや催しの実施、「万博の森」の生物多様性の取組みの広報 PR や、楽しみながらの学習イベント等は指定管理者の業務。）

※指定管理者と大阪府の主な業務分担に関しては、この募集要項の p 7、別紙 4 及び別紙 11 をご覧ください。

(2) 休園日・開園時間

大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則第 3 条及び第 4 条において、休園日及び開園時間を定めていますが、これにかかわらず、年末年始をはじめ、イベント実施に伴う開園や時間延長、夜間・早朝の開園などを行っています。また、自然文化園・日本庭園については、平成 28 年度には年末年始に開園しました。

今後とも、開園日や開園時間については、現在の水準を下回らないことを基本とします。なお、開園日の拡大や開園時間の延長については、指定管理者の提案に基づき、大阪府と指定管理者との協議により決定するとともに、必要に応じ、大阪府において同規

則の改正を行います。

(3) 利用料金

「大阪府日本万国博覧会記念公園条例」(以下「万博公園条例」という。)に掲げる使用料については、指定管理者制度の導入後、大阪日本民芸館を除き、利用料金制に移行します(万博公園条例第19条及び別表第二参照)。

※大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例(平成28年大阪府条例第86号)による改正後の万博公園条例の条文を引用する場合であっても「万博公園条例」と記載していますのでご注意ください。

- ・利用料金制とは、公の施設を使用する際に府民等が支払う使用料を、地方公共団体ではなく、指定管理者の収入とすることができる制度です(地方自治法第244条の2第8項及び第9項参照)。
- ・利用料金の額は、指定管理者が万博公園条例で定める金額の範囲内で定めるものとします。このとき、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について大阪府の承認を受ける必要があります。また、額を変更する場合も同様です。

(4) その他

- ・大阪府の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。管理運営に係る事業年度は大阪府の会計年度と同じ、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間としていただきます。

4. 指定管理者が実施する業務

(1) 指定管理業務(管理運営業務)

指定管理者には、指定管理業務として、概ね次の①～③の業務を実施していただきます。具体的な業務の進め方等については、別紙11「管理マニュアル」をご覧ください。なお、管理マニュアルについては、指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、大阪府又は指定管理者の発意に基づき、双方協議の上、内容を変更することができることとします。(管理マニュアルの内容変更を確約するものではありません。)

また、これら指定管理業務の管理・サービス水準は、別紙12「大阪府立万国博覧会記念公園維持管理水準書(以下「管理水準書」という。)」をご覧ください。

業務を行うにあたっては、この募集要項のp3「3. 管理運営方針」を念頭に、府立万博公園で行うに相応しい適切な内容とし、公園本来の設置目的、機能、品格を損なうことがないように注意してください。

① 運営管理業務

○運営管理業務として、各種案内や利用者サービス、利用指導、警備、苦情・要望対応、利用禁止や制限、利用促進、広報、イベント(指定管理業務イベント)、イベント時の交通対策、公園内外事業者との連携、ボランティアや府民との協働、災害時の大阪府への協力、府立万博公園の各施設及び売店等便益施設などの運営、その他運営管理に係る企画調整など。

※指定管理業務イベントについては、別紙11「管理マニュアル」をご覧ください。

○有料施設の利用に関する業務として、利用に係る受付・予約、利用の承認、料金の徴収など。

② 維持管理業務

○施設の補修や修繕、植物管理・自然環境保全・生物多様性の向上(大阪府が行う業務を除く)、園内や施設の清掃、建物や土木施設及び電気・機械設備等の保守点検及び法

定点検、安全管理・衛生管理、光熱水費支出など。

③ 指定管理者の投資によって設置した建物等の管理運営

○指定管理者は、府立万博公園の魅力を高めるため、指定管理者自身の投資によって、利便性や快適性の向上に資する建物や施設の設置・改修等を行うことができます。

(例：公園施設の設置、飲食施設や売店等の便益施設の設置・改修、休憩所等の設置・改装、トイレのリニューアル、施設のバリアフリー、案内サインの充実やテーブル・ベンチの増設、運動施設における温水シャワーの設置、シャワールームの改装など)

○自然文化園及び日本庭園は大阪府が国有地を借り受け、公園目的のために開設しているものであることから、新たに設置する施設（施設改修による用途変更を含む。）は、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に掲げる「公園施設」の範囲内とします。

○これらの投資を国有地において行う場合は、大阪府以外の第三者が建物を所有することはできないことから、新たに設置した建物や、既存建物に加えた造作については、完成時に大阪府へ無償譲渡していただく必要があります。無償譲渡後は、指定管理業務として、これらの施設の運営管理や維持管理を行っていただきます。

なお、当該建物の管理運営に際し、入館料等を徴収する場合は、万博公園条例を改正して料金を設定することが必要となります。

○また、譲渡する施設原価を損金算入することについては、法人税法第37条第3項、地方税法第37条の2、所得税法第78条の規定により、その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められることから、寄附金の額の合計額には算入されません。(なお、繰延資産の償却費用として損金に算入される可能性について、詳しくは税務署にお問い合わせください。)

○国有地において、工作物（借地借家法の適用の余地がないもの）を設置する場合や、大阪府有地において建物や工作物を設置する場合、指定管理業務として管理運営する場合と、自主事業として管理運営する場合が想定されます。指定管理業務として管理運営を行い、当該工作物の施設使用に際して利用者から料金を徴収する場合や、当該建物の入館料等を徴収する場合は、万博公園条例を改正して料金を設定することが必要となります。(自主事業として管理運営する場合には万博公園条例の改正は不要です。自主事業については、この募集要項 p 7 (2) 参照。)

また、これらの工作物等を指定管理業務として管理運営する場合には、完成時に大阪府へ無償譲渡していただくか、指定期間終了時に大阪府へ無償譲渡又は次期指定管理者へ引継ぎ（譲渡）あるいは撤去（原状回復）していただくこととし、詳細は大阪府と協議（引き継ぐ場合にあつては次期指定管理者とも協議）していただきます。なお、完成時に大阪府へ無償譲渡する以外の場合にあつては、指定期間中は、公の施設として大阪府に使用権限があるものとします。

○指定管理者は、指定管理区域の敷地及び施設について、借地権や所有権その他いかなる権利も大阪府や国に対して主張できません。

○指定管理者が設置・改修等を行う施設については、大阪府と事前に協議を行った上で実施していただくこととなります。(提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となることがあります。なお、設置・改修等する施設の管理経費は、応募時に行う価格提案の経費に含めてください。また、提案内容が実施できない、あるいは修正が必要となった場合であっても、大阪府から指定管理者に支払う管理委託費の増額は行わないものとします。)

○その他の留意事項

・提案は、将来ビジョンに示す目指すべき公園像である「緑と文化・スポーツを通じて人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園」に相応しいものであり、緑に包まれた文化公園に相応しい外観等、景観にも配慮したものとしてください。

- ・大阪府福祉のまちづくり条例に適合し、バリアフリーに十分配慮する必要があります。
- ・多数の利用者が日常的に利用している区域であるため、動線の確保、シンボルゾーン（将来ビジョン p 13 参照）の眺望への配慮など現状の公園の利用形態を十分に考慮するとともに、国立民族学博物館など周辺施設との連携、調和のとれたものとしてください。
- ・既存樹木の撤去・移植については大阪府と協議していただくことになります。
- ・魅力向上のための投資については、指定管理者において実施していただくことを基本としますが、老朽化施設の更新や恒久的施設の整備に関わるものについて、指定管理者の提案に基づき、双方協議の上、大阪府が整備・改修を行うことがあります。
- ・指定管理者が設置する建物等にかかる設計や整備の水準について、大阪府へ無償譲渡する施設にあっては、別紙 13「大阪府立万国博覧会記念公園設計・整備に関する業務水準書（以下「設計・整備業務水準書」という。）」のとおりとし、無償譲渡しない建物等にあっては、設計・整備業務水準書に準じることとして、詳細は事前に大阪府と協議していただくこととなります。

注) 指定管理者制度導入後も、一部の業務は大阪府が引き続き行います。指定管理者と大阪府の主な業務分担は、別紙 4 をご覧ください。

＜大阪府が引き続き行う主な業務＞

- ・日本庭園における植替え等樹種更新や樹形更新などの景観形成業務や、「万博の森」における間伐や苗木の植付け、土壌改良など育成環境形成に関する業務。ただし、これらの区域における清掃や巡視、落ち葉撤去、危険木対応などの日常的管理業務、利活用や広報展開などは指定管理者の業務となります。
- ・EXPOCITY や市立吹田サッカースタジアムなどの土地貸付、万博記念公園駅周辺地区（将来ビジョン p 19）など民間事業者等への土地等の貸付（事業者誘致）。なお、今後、万博記念公園駅周辺地区など、指定管理区域内において大阪府が事業者誘致を行う際には、指定管理者の管理範囲から除外することとし、契約変更等について協議をさせていただきます。
- ・耐震改修工事や老朽化施設の改修（施設の根幹にかかわる躯体の改修）及び恒久的施設の整備。（指定管理者から投資の意思表示があつたものを除く。）
- ・大阪府施策関係イベントの実施。（イベントの分類については、別紙 11「管理マニュアル」参照。）
- ・万博公園条例第 5 条第 1 項に掲げる行為の許可及び第 8 条の監督処分の一部。（指定管理者に委任する権限については、この募集要項の p 9 (3) 参照。）

※大阪府が行う業務について、指定期間中に指定管理者が行う業務へ変更する場合には、指定管理者と大阪府が協議することとします。

注) 指定管理業務を行うにあたり、業務の全部を第三者に対して、委任し、又は請け負わせることはできません。また、業務のうち、主要な部分について第三者に対して委任し、又は請け負わせることはできませんが、やむを得ない理由により、主要な部分の一部を第三者に対して委任し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により大阪府の承諾を得ることが必要です。

※主要な部分とは、原則、府立万博公園や公園施設の運営管理や維持管理をマネジメントする業務をいいます。

(2) 自主事業

自主事業とは、指定管理者が府立万博公園内において自らの責任により、有料施設の設置・改修、物品販売、イベントなどを行うものです。指定管理者は、上記「(1) 管理運営業務」の業務に加え、自主事業を実施することができます。自主事業には、概ね次の①～③

があります。

自主事業を行うにあたっては、この募集要項のp3「3 管理運営方針」を念頭に、府立万博公園で行うに相応しい適切な内容とし、公園本来の設置目的、機能、品格を損なわないように注意してください。

① 有料施設等の設置

- 指定管理者は、収益性のある有料施設等の設置を自ら行い、当該施設の利用に係る料金を自ら設定して、自主事業としてこれらの施設を管理運営することができます。（自主事業として管理運営する場合には万博公園条例の改正は不要です。）
- 国有地（自然文化園及び日本庭園）において工作物（借地借家法の適用の余地がないもの）を設置する場合や、大阪府有地において建物や工作物を設置する場合は、自主事業として当該有料施設を管理運営し、指定期間終了時には、撤去（原状回復）又は次期指定管理者へ引継ぎ（譲渡など）をしていただくこととし、詳細は大阪府と協議（引き継ぐ場合にあっては次期指定管理者とも協議）していただきます。ただし、国有地において建物を設置する場合については、この募集要項p6③記載のとおり、大阪府に無償譲渡していただき、指定管理業務として当該建物を管理運営していただくこととなります。
- 指定管理者は、施設設置に伴って、指定管理区域の敷地について、借地権や所有権その他のいかなる権利も大阪府や国に対して主張できません。
- 指定管理者が設置する建物等の施設にかかる設計や整備の水準については、この募集要項p6③「その他の留意事項」として記載した事項に準じることとし、事前に大阪府と協議してください。

② 物品販売等

- 指定管理者は、大阪府との協議や許可に基づき、新たに物品販売を行うことができます。指定管理者自らが実施する場合のほか、第三者に実施させることも可能です。なお、販売場所や販売品目等について大阪府と事前協議を行っていただく必要があります。
 - ・既存売店での物品販売等は指定管理業務として行っていただきます。
 - ・指定管理者の投資によって新たに建物を設置し、物品販売等を行う場合は、国有地にあっては建物を大阪府に無償譲渡していただくこととなり、施設の運営管理や維持管理（物品販売を含む。）は指定管理業務として行っていただきます。（この募集要項のp6③）。また、大阪府有地において建物を設置し、当該建物を指定管理業務として管理運営する場合には、当該建物における物品販売等も指定管理業務となります。
 - ・既存施設を活用して新たに物品販売を行う場合（例：自然観察学習館の中に売店コーナーを設けるなど）は、自主事業となります。
- また、物品販売のほか、物品等レンタルサービス、ケータリングサービス、園内移動サービスなども自主事業として実施していただくことが可能です。

③ イベント等

指定管理者は、大阪府との協議や許可に基づき、参加費や入場料徴収など収益性のあるイベント等を開催することができます。公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、公園エリアの活性化や利用者サービスの向上を図るため、集客力のあるイベントや、スポーツスクール・大会等を積極的に開催してください。

なお、イベント等を行う場合は、次の点に留意してください。

- ・一般利用者の使用に支障を及ぼさないように注意してください。
- ・事業を行うにあたっては、あらかじめ万博公園条例第5条の許可（行為許可）が必要となります。

※ 上記①～③の自主事業を実施するにあたっては、次の点にご留意ください。

- ・一般利用者への配慮や安全対策などを十分に行ってください。(別紙 11「管理マニュアル」も参照。)
- ・指定管理業務と自主事業は、それぞれ区分して経理してください。なお、指定管理業務の会計から自主事業の会計への繰入れはできません。
- ・万博公園条例に掲げる有料施設、大阪府有の公園用地や公園施設を使用する場合には、利用料金又は行政財産の使用許可に伴う使用料などが発生します。

注) 万博公園条例別表第二に掲げる有料施設(自然文化園及び日本庭園を除く。)を使用する場合は、自主事業主催者である指定管理者が施設管理者である指定管理者に、利用料金を支払っていただくこととなります。

注) 大阪府有地において、自主事業として建物や工作物の設置、一定範囲を囲い込んでイベント等を行う場合(万博公園条例別表第二に掲げる有料施設を利用する場合を除く。)は、当該施設の設置等について、大阪府公有財産規則に基づく行政財産の使用許可申請及び大阪府への使用料の納付が必要となります。(現在の使用料の目安は、土地について年間1㎡あたり 3,405円です。建物等の施設を使用する場合には、これに係る使用料も必要となります。なお、土地等評価額の変動等により使用料の額が変わることがあります。日割計算や端数処理など、使用料の考え方については大阪府公有財産規則をご覧ください。)

注) 国有地において、自主事業として工作物の設置や一定範囲を囲い込んでイベント等を行う場合(自然文化園及び日本庭園以外の万博公園条例別表第一及び第二に掲げる有料施設を利用する場合を除く。)は、当該イベント収入等の一部を大阪府へ納付いただくこととし、その額は、上記の行政財産使用許可使用料相当額とします。なお、国有地であることを踏まえ、事業の性格によっては実施できない場合があります。また、建物等の施設を使用する場合には、大阪府公有財産規則に基づく行政財産の使用許可申請及び大阪府への使用料の納付も必要となります。

- ・自主事業を行う場合は、「事業計画書」又は「事業実施計画」に記載してください。また、実施にあたっては、大阪府と事前に協議を行っていただきます。なお、事業計画書において提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。(提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となる場合があります。)

注) 事業計画書：このたびの指定管理者募集において、応募者(万博公園条例第14条の規定により申請する者。以下同じ。)が大阪府に提出する計画書。(この募集要項 p 17(1)②参照)

注) 事業実施計画書：指定管理者の指定後、指定管理者が自ら実施する事業として大阪府に提出する計画書(この募集要項 p 10(4)②参照)。

(3) 指定管理者に委任する権限

① 行為の許可(万博公園条例第5条、第20条参照)

万博公園条例第5条第1項に掲げる次の行為の許可については、指定管理者が行います。

- ・はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ・ロケーション又は業として写真撮影をすること。
- ・競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために府立万博公園の全部又は一部を使用すること。

ただし、大阪府公有財産規則に基づく使用許可を伴う場合(万博公園条例に掲げる有料施設以外の場所において、土地に定着する工作物等の設置を伴うイベントを行う場合)などは、大阪府の権限となる予定です。

- ・別表第二に掲げる府立万博公園の施設を使用すること。

※許可及びその取消しにあたっては、大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）に基づき、公正かつ透明な手続きのもとに行ってください。

② 利用料金の徴収（万博公園条例第19条及び別表第二参照）

万博公園条例別表第二に掲げる使用料については、指定管理者制度の導入後、利用料金制に移行し、指定管理者は、利用に係る料金を収入として収受します。（この募集要項 p 5 (3)。なお、大阪日本民芸館は指定管理外施設であり、利用料金施設とはなりません。）

※料金の還付、減額又は免除については、大阪府が定めた基準に従い、行っていただくこととなりますが、その基準については次のとおり定める予定です。

- ・還付：天災その他やむを得ない理由により公園施設を利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるときに還付することができる。
- ・減免：天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として公園施設を利用する場合で指定管理者が適当と認めるときや、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるときに、利用料金を減額又は免除できる。

指定管理者には、上記基準のもと、現行の還付及び減免の取扱い（別紙11「管理マニュアル」参照）を参考に、現行の水準を低下させないように配慮の上、具体的な取扱いを定めていただきます。

③ 府立万博公園の利用の禁止又は制限の権限（万博公園条例第7条、第20条参照）

指定管理者は、災害その他の理由により、府立万博公園の利用が危険であると認める場合又は災害時に府立万博公園を応急施設の用に供する場合は、その区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができます。

④ 監督処分（万博公園条例第8条、第20条参照）

指定管理者は、万博公園条例第5条第1項に掲げる行為の許可（上記①記載の行為の許可）を取り消すことができます。なお、取消し以外の権限（条件の変更や行為の中止、原状回復を命ずる権限）は大阪府にあります。

上記①から④までの留意点については、別紙11「管理マニュアル」をご参照ください。

(4) 指定管理業務を行うにあたって遵守すべき事項

① 関係法令等の遵守

府立万博公園の管理運営を行うにあたっては、管理運営上関係する法令や条例等の規定を遵守してください。主な法令等は以下のとおりです。

大阪府日本万国博覧会記念公園条例、大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則、地方自治法、国有財産法、都市計画法、労働基準法ほか労働関係法令、健康増進法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、消防法、電気事業法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、建設業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大阪府暴力団排除条例、大阪府行政手続条例、大阪府情報公開条例、大阪府個人情報保護条例、大阪府福祉のまちづくり条例、生活環境の保全等に関する条例、大阪府屋外広告物条例、大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例、吹田市開発事業等の手続き等に関する条例、大阪府公有財産規則、大阪府地域防災計画、地域防災計画（吹田市・茨木市・摂津市）、その他これら法令に基づく各種通知や要領など

② 事業実施計画書等の提出

指定管理者として指定された者は、応募にあたって提出した「事業計画書」に基づき、

大阪府との協議を経て、平成 30 年度の事業実施計画書（年間広報実施計画書、年間イベント実施計画書、施設運営計画書（企画展の実施等）、売店等運営計画書、巡視計画書、補修・修繕計画書、維持管理計画書（植栽管理、清掃、運動施設維持管理、施設点検など）、自主事業として魅力向上のために行う施設の設置・改修についての施設改修事業実施計画書を含む。）、収支計画書及び管理体制計画書（配置する職員の資格証の写しを含む。）、並びに指定期間中（10 年間）の事業実施計画書（概要で可）を作成し、大阪府と協議のうえ、平成 30 年 6 月末日までに、大阪府に提出しなければなりません。

なお、平成 30 年 6 月末日までの間に、指定管理者において先行投資等を行う場合は、事前に大阪府と協議してください。

また、平成 31 年以降は、大阪府との協議を経て、毎年 1 月 20 日までに、次年度（4 月以降）に予定する事業実施計画書（年間広報実施計画書、年間イベント実施計画書、施設運営計画書（企画展の実施等）、売店等運営計画書、巡視計画書、補修・修繕計画書、維持管理計画書、魅力向上のために行う施設の設置・改修についての施設改修事業実施計画書を含む。）、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、大阪府に提出しなければなりません。

指定管理者は年度当初に当該年度の事業概要について、事業実施計画書に基づき、大阪府へ説明してください。（各計画書については、別紙 11「管理マニュアル」参照。）

なお、当公園は、大阪府の附属機関である「大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会」による審議内容を踏まえて運営しています。事業実施計画の大阪府との協議は、審議会で十分に審議する時間が確保できるように余裕をもって協議を開始してください。同様に、大阪府議会における審議に要する時間が確保できるよう、余裕をもって協議を開始してください。

また、施設の設置および改修については、法的手続きや設計仕様の確認および園内事業者との調整に要する時間が確保できるよう、余裕をもって協議を開始してください。

これらのほか、指定管理者が作成する各種事業計画等に関して、あらかじめ大阪府と協議をいただく場合の留意事項について、別紙 11「管理マニュアル」に記載しています。

③ 事業報告書等の提出

指定管理者は、府立万博公園の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書等を作成し、やむを得ない場合を除き、次に掲げる期限までに、大阪府に提出しなければなりません。なお、毎会計年度終了後に提出いただく資料については、国に報告（提出）することがあります。

(ア) 毎月終了後 15 日以内

毎月の管理運営業務の実施状況及び経理の状況（毎月の各施設の利用状況及び利用料金の収受状況、イベント等実施状況、その他下記(イ)に類する特記事項）

(イ) 毎会計年度終了後 30 日以内

事業報告書（年間の管理運営業務の実施状況、各施設の利用状況、イベント等実施状況、利用者ニーズへの対応状況、個人情報保護及び情報公開体制、研修の実施状況）及び経理の状況（業務全体の収支、指定管理業務及び自主事業別の収入及び支出、保守点検及び修繕・補修に要した経費など指定管理業務に係る支出経費の内訳、利用料金の収受状況）

(ウ) 毎会計年度終了後 90 日以内

財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、これらに相当する書類）

(エ) このほか、府立万博公園の管理運営（自主事業含む。）に関して大阪府が必要と認め

る事項（別紙 11「管理マニュアル」に基づく書類を含む。）については、作成・報告が必要です。

④ その他留意事項等

(ア) 指定管理者として果たしていただくべき責務

- ・公の施設として、府立万博公園の管理運営を行うにあたり、指定管理者には、別紙 6「指定管理者として果たしていただくべき責務」に記載する事項について、責務を果たしていただくこととなります。

(イ) その他

- ・指定管理者は、運営管理や維持管理に関して、各種照会、実地調査、協議等を大阪府が求めた場合、応じていただく必要があります。
- ・募集から契約までの間及び指定期間中の社会経済情勢の変化等により、業務内容の変更を大阪府が求めた場合、協議に応じていただく必要があります。
- ・指定管理業務は、大阪府監査委員による監査の対象となっています。

5. 募集に際しての基本条件

(1) 応募者資格

次の要件①～③を満たす会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）上の一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）上の特定非営利活動法人（NPO 法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること。個人の応募は受け付けません。

なお、グループにより応募する場合は、その個々の構成員を対象として要件を満たすか否か判断します（個々の構成員が要件を満たしていない場合、グループとして要件を満たしていないこととなります）。

また、法人等は、単独の法人等で応募するときに、別途、グループの構成員として応募することはできません。また、あるグループの構成員として応募する場合に、他のグループの構成員として応募することはできません。

① 日本国内に営業所又は事務所を有していること。

② 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

③ 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により大阪府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないもの

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者。

ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始

の申立てをなされなかった者とみなす。

- (エ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (カ) 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けているもの
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成 23 年大阪府公安委員会規則第 3 号）第 3 条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 指定予定期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 40 年 9 月 30 日（10 年間）。

指定期間は、大阪府議会の議決後、大阪府が指定した日に確定するものとします。

ただし、万博公園条例第 18 条に基づき、指定期間中であっても、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(3) 管理運営経費

府立万博公園は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項に規定する利用料金制を採用することとしており、以下の収入をもとに、実現可能性のある事業計画、収支計画を策定してください。（収支計画書については、この募集要項 p 17③参照。）

なお、指定管理者が別途補助金や協賛金等を確保し、管理運営経費の一部に加えていただいても構いません（「その他収入」に該当）。

$$\text{指定管理者収入} = \text{①利用料金収入} + \text{②自主事業収入} + \text{③その他収入} \\ + \text{④大阪府からの管理委託料（大阪府から委託料を払う契約の場合）}$$

※指定管理者は、有料施設の利用促進を積極的に行い、利用料金収入の増収に努めてください。また、毎年度の決算時の収支差（自主事業を含む。）が、応募時に提出した「収支計画書」及び「収支計画書＜自主事業＞」で示した想定 of 収支差（両計画書の合算）を上回る場合は、その一部を翌年度の府立万博公園の「修繕・補修経費」に上乗せして再投資することに努めていただき、詳細は別途協議することとします。

- ・「収支計画書」及び「収支計画書＜自主事業＞」については、この募集要項 p 17③参照。
- ・「修繕・補修経費」の注意事項については、別紙 11「管理マニュアル」参照。

注) 管理委託料等について

収支計画書の提案において、大阪府から指定管理者に支払うこととなる管理委託料に関する提案額が、参考価格で示す管理委託料の額を上回る場合は、選定審査の対象から除外します（この募集要項 p 25「9 (2) 審査方法」参照）。

また、管理委託料の支払いについては以下の点にご留意ください。

- (ア) 大阪府からの管理委託料は、収支計画書で提示された金額に基づき、協議の上、年度ごとに予算額の範囲内で支払います。

- (イ) 管理委託料は、大阪府議会での議決後、大阪府の予算審議過程を経て決定された予算の範囲内で、大阪府と指定管理者との間で締結する契約書に明記します。
- (ウ) 平成30年度以降に管理区域を追加する場合や業務内容を変更する場合等の管理委託料の変更については、予算額の範囲内で指定管理者（指定管理候補者）と協議の上、決定します。
※上記(ア)～(ウ)について、大阪府からの管理委託料の支払いを求めない提案があった場合は、この限りではありません。
- (エ) 公の施設を新たに開設し料金を徴収する場合や、万博公園条例の範囲を超える利用料金を設定する場合は、大阪府議会において条例改正が議決されることが必要となります。万博公園条例の改正により、利用料金制を導入する新たな施設がある場合や利用料金の上限額が高く設定された場合、また、利用料金の減額・免除に関する規定の見直しにより収入増が見込める場合、大阪府が支払う管理委託料から収入増加相当額を減額する（大阪府からの管理委託料を支払わない契約を締結している場合にあっては、収入増加相当額を大阪府に納付していただく）ことがあります。

(4) 指定管理者と大阪府の責任分担

指定期間中の指定管理者と大阪府との責任分担（リスク分担）は、別紙7「リスク分担表」のとおりとし、大阪府議会での議決を経た後に締結する契約に明記します。

【リスク管理】

- ・指定管理者は、利用者の安全確保を最優先に、施設及び物品の破損や盗難等については、いかなる場合であっても応急措置等に努めてください。
- ・施設並びに付帯設備及び備品等について、常に善良な管理者の注意をもって管理を行ってください。
- ・施設の損傷や物品の破損等が、指定管理者の故意又は過失による場合は、指定管理者の負担で速やかに原状に回復、修理、代品確保等を行うか、損害の相当額を賠償することとします。大阪府又は指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定出来る場合は、指定管理者が、原因者に原状復旧を求めるものとします。原因者が判明しない場合や、判明したとしても費用負担を求めることが困難な場合は、公園の適正管理の観点から、指定管理者が原状復旧等を行ってください。

【保険加入】

指定管理者は、管理運營業務を開始する日までに、次の保険契約を締結し、指定期間中は保険を継続してください。なお、保険契約の締結にあたっては、大阪府を追加被保険者とし、保険証書の写しを大阪府に提出してください。

保険の名称	加入義務
一般賠償責任保険 ※施設賠償責任保険、設置瑕疵・管理瑕疵に係る保険、イベント保険を含む。	【必須】 被保険者は「大阪府並びに契約者」とし、対象は「自主事業を含む公園管理業務」としてください。
火災保険	【必須】 被保険者は「大阪府並びに契約者」とし、対象は「自主事業を含む公園管理業務」としてください。
盗難保険・その他	【任意】 任意に加入することは妨げません。

(5) 組織体制

- ① 府立万博公園を良好かつ十分に管理運営できる職員配置・組織体制を確保してください。
- ② 府立万博公園全体を総合的に管理運営（マネジメント）する常勤の総括管理責任者（管理事務所長）など、責任あるポストについては専任で人員を配置してください。
- ③ この募集要項の別紙8に定める必置有資格者のほか、府立万博公園の特性や施設内容に応じた必要な有資格者を配置し、良好な管理運営に努めてください。
- ④ 公の施設の管理者としての自覚を持って業務の遂行及び利用者対応を行うとともに、各施設・園地の設置目的を理解し、適正な管理運営を行ってください。また、利用者の信頼に応えるよう、管理技術や接遇態度の向上など、職員の能力育成（定期研修の実施等）に努めてください。
- ⑤ 人員配置や必置技術者等、組織体制に関する詳細については、別紙8「運営体制について」をご覧ください。

6. 応募の手続

(1) スケジュール

募集要項等の配付	平成29年8月31日（木）から 平成29年11月7日（火）午後5時まで ※大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページからダウンロードしてください。
説明会・現地施設案内	平成29年9月13日（水）午前9時30分から ※事前申込みが必要です。
質問票受付期間	平成29年9月13日（水）から 平成29年9月26日（火）午後5時まで ※大阪府日本万国博覧会記念公園事務所宛て、電子メールで送付してください。
質問に対する回答	平成29年10月6日（金） ※大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページに掲載します。
応募書類等の受付	平成29年11月6日（月）午前9時30分から 平成29年11月7日（火）午後5時まで ※大阪府府民文化部府民文化総務課（大阪府咲洲庁舎38階）までご持参ください。
プレゼンテーション・ヒアリング	平成29年12月上旬（予定） ※応募者に別途通知します。
最優先交渉権者の選定結果通知	平成29年12月下旬（予定）

(2) 募集要項等の配付、説明会・現地施設案内、応募書類の受付等

① 募集要項等の配付

募集要項及び資料等については、平成29年8月31日（木）から平成29年11月7日（火）午後5時までの間に、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページからダウンロードしてください。下記（※注）を除き、窓口での配付は行いません。

ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/shiteikanri syabosyu/index.html>

※注：別紙14「その他資料等」の「②主要施設の建物図面」及び「⑩関連図面一式」に

については、上記の期間中、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所（吹田市千里万博公園 1-1 万博記念ビル4階）にて、CD-Rにより直接お渡しいたします（1法人等につき1枚）。土曜・日曜・祝日を除く、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時の間に、あらかじめ電話連絡の上、万博公園事務所総務・契約課までお越しください。（TEL：06-6877-3334）

② 説明会・現地施設案内

(7) 開催日時

・平成29年9月13日(水)

午前9時30分～午前11時（説明会）、午前11時～午後4時（現地施設案内）

※説明会の終了時刻及び現地施設案内の開始時刻・終了時刻については、進行状況により、前後する可能性がありますのでご了承ください。

※昼に1時間程度の休憩をはさみます。

※現地施設案内は、バックヤードを中心にご覧頂く予定です。

(4) 開催場所

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 万博記念ビル3階 A会議室

(7) 申込方法

参加にあたっては、事前申込みが必要です。説明会等参加申込書（様式第16号）に必要事項を記入の上、電子メールにより送付してください。申込みのあった法人等には、説明会の詳細について、お知らせします。

・申込期限：平成29年9月7日（木）午後5時まで（厳守）

・電子メール送付先：大阪府日本万国博覧会記念公園事務所総務・契約課

（電子メールアドレス：bampakukoen@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※メールの題名は「万博公園指定管理説明会参加」としてください。

※郵送・電話・ファクシミリ・来訪による申込みはお受けできません。

※説明会及び現地案内にあたっては、1法人等につき2名以内でお願いします。ただし、申込者多数の場合は、1法人等につき1名とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

③ 質疑

(7) 受付

質問がある場合は、「質問票（様式第17号）」を電子メールで送付してください。

・質問受付期間：平成29年9月13日（水）から平成29年9月26日（火）午後5時まで（厳守）。

・電子メール送付先：大阪府日本万国博覧会記念公園事務所総務・契約課

（電子メールアドレス：bampakukoen@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※メールの題名は「万博公園指定管理募集質問」としてください。

※郵送・電話・ファクシミリ・来訪による質問は受け付けません。

なお、質問はこれ以降、応募の手続きを除き、受け付けません。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、平成29年10月6日（金）に、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページに掲載する予定です。（質問及び回答の内容は、すべての応募者が閲覧可能となりますので、ご留意ください。）

なお、大阪府が日本万国博覧会記念公園の承継を受ける以前のデータ開示など、ご質問に対する十分な回答ができない場合がありますので、ご了承ください。

④ 応募書類等の受付

応募にあたっての書類等の提出は、持参によりお願いします。郵送・ファクシミリ・電子メールによる提出はできません。なお、提出先は大阪府日本万国博覧会記念公園事

務所ではありませんので、ご注意ください。

- ・提出期間：平成29年11月6日（月）午前9時30分から平成29年11月7日（火）午後5時まで（厳守）。各日とも、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時の間。提出期間を過ぎて提出することはできません。
- ・提出場所：大阪府府民文化部府民文化総務課
大阪府咲洲庁舎38階（大阪市住之江区南港北1-14-16）

(3) その他

- ・応募資格を有しないと認められる方の説明会・現地施設案内への参加申込み、及び質疑の受付については、お断りすることがあります。

7. 応募にあたっての提出書類

(1) 提出書類

応募に当たっては、次の①～③の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号1）及び応募者の概要等（様式第1号2）
- ② 事業計画書（様式第2号1、様式第2号2、様式第2号3、様式第2号4、様式第2号5）

府立万博公園の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。

- (ア) 平等利用、安全安心な利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策
- (イ) 府立万博公園の効用を最大限発揮するための方策
- (ウ) 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項
- (エ) 管理に係る経費の縮減等に関する方策
- (オ) その他管理に際して必要な事項

- ・様式第2号1は、項目ごとの提案をご記入ください。

（A4サイズ換算で200頁以内、文字の大きさは10ポイント以上）

※制限枚数を超えた場合は、選定審査の対象から除外します（この募集要項のp25「(2) 審査方法」参照）。

- ・様式第2号2は、様式第2号1の概要を制限字数内でご記入ください。
- ・作成にあたっては、この募集要項のp3「3. 管理運営方針」、p21「8. 提案及び申請にあたっての留意事項」、p25「(1) 選定方針」をご理解いただいた上、府立万博公園の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方や、その実現方法、府立万博公園の効用を最大限発揮するための具体的な方策などを示してください。また、下記の「収支計画書」及び「管理体制計画書」と整合がとれたものとしてください。
- ・提案内容の実施にあたっては、大阪府と事前に協議を行っていただきます。提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。（提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となる場合があります。）

- ③ 収支計画書（様式第3号1、様式第3号2）、収支計画書＜自主事業＞（様式第3号3）
 - ・平成30年10月1日から40年9月末日までについて、年度（4月1日～翌年3月末日）ごとに作成してください。
 - ・収支計画と管理体制計画は整合がとれたものとしてください。必要に応じ、これら内訳の詳細を記した資料の提出をさらに求めることがあります。
 - ・収支計画書と収支計画書＜自主事業＞の内容は整合を図ってください。
- ④ 管理体制計画書（様式第4号1、様式第4号2）
 - ・この募集要項p15「(5) 組織体制」、別紙8「運営体制について」、別紙11「管理マニ

ュアル」の「業務従事者の配置」を踏まえて、人員配置について示してください。
・なお、応募に際しては、ローテーション表と併せて全雇用形態等について記載し、「閑散期においても確保すべき最低限のポスト数」を確保してください。

- ⑤ 法人等の概要を示す書類
 - (ア) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - (イ) 法人にあっては、履歴事項全部証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
 - (ウ) 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書
 - (エ) 法人等の事業の概要を記載した書類
 - (オ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(本社及び事業所所在地、設立年月日、沿革、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類)
 - (カ) 一般事業法人等にあっては、最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書(作成義務のある場合のみ)及び勘定科目内訳書又はこれらに類するもの。(グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。
公益法人等にあっては、最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書(作成義務のある場合のみ)及び財産目録又はこれらに類するもの。
 - (キ) 最近3事業年度の法人税申告書の写し(別表1、別表4及び別表5-1の部分のみ)
 - (ク) 平成29年度の事業計画書及び収支予算書
 - (ケ) 最近3事業年度において、テーマパークや都市公園その他これらに類する施設(いずれも10ha以上の施設に限る。)の管理運営業務に関する業務実績を記載した書類(実績がある場合のみ)
 - (コ) 財務状況の概要(様式第5号)
- ⑥ 納税証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
 - (ア) 府税(全税目)に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書
 - (イ) 最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3、その3の3)
- ⑦ 外注計画書(業務の一部を外注する予定がある場合)(様式第6号)
- ⑧ 配置予定の総括管理責任者、運営管理業務責任者、維持管理業務責任者及び副総括管理責任者の職歴や資格が分かる書類
- ⑨ 配置予定の維持管理業務責任者が、テーマパークや都市公園その他これらに類する施設の維持管理に係るマネジメント業務について1年以上の実務経験を有している又はそれと同等以上の能力を有していることが分かる書類
- ⑩ 配置予定の総括管理責任者(管理事務所長)及び副総括管理責任者が、応募者(グループによる応募の場合は、代表法人を含むいずれかの構成団体)の正規雇用者であることを証する書類
- ⑪ 配置予定の運営管理業務責任者及び維持管理業務責任者が、応募者(グループによる応募の場合は、代表法人を含むいずれかの構成団体)と直接雇用関係にあることを証する書類
※上記⑧～⑪の詳細については、別紙8「運営体制について」及び別紙11「管理マニュアル」をご覧ください。
- ⑫ 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書(様式第7号)
(公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者50人以上の事業主)
- ⑬ 公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し
(公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者50人以上の事業主)
- ⑭ 障がい者雇用状況報告書(常時雇用労働者50人未満の事業主用)(様式第8号)

(公共職業安定所長に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者 50人未満の事業主)

- ⑮ 指定の申請に関する意思決定を証する書類
(理事会の議決書等、応募する法人等の内部の意思決定を証する書類)
- ⑯ 印鑑証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
- ⑰ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式第9号)
- ⑱ 使用印鑑届(必要な場合のみ)(様式第10号)
- ⑲ 委任状(必要な場合のみ)(様式第11号)
- ⑳ グループ構成員届(グループで応募する場合のみ)(様式第12号)
- ㉑ グループの各構成員の主な業務分担表(グループで応募する場合のみ)(様式第13号)
- ㉒ 委任状(グループで応募する場合のみ)(様式第14号)
- ㉓ グループ協定書(グループで応募する場合のみ)(様式第15号)

※ 複数の法人等が共同して応募する場合の注意点について

- ・複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め、「様式第1号2」にその旨を明記してください。この場合、「(1)提出書類」の「⑤法人等の概要を示す書類」から「⑰暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書」までの書類は、すべての法人等について提出するとともに、「(1)提出書類」の「⑳グループ構成員届」から「㉓グループ協定書」までの書類も提出してください。
- ・単独で応募した応募者は、グループでの応募者の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- ・申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

※ グループを構成して応募した団体が指定管理候補者(この募集要項p29(5))となり、特別目的会社(以下「SPC」という。)など新たな法人を設立する予定であるときは、応募時の提出書類は、上記①～③に加えて、次の書類を提出してください(様式自由)。

- ・SPC設立の狙いや考え方、予定している役員の名簿及び履歴書・社員構成・定款。
- ・グループの各構成員の出資額及び出資割合。
- ・構成員である各団体のSPC設立後の関与について記した書面(構成員各団体による保証の考え方、SPC設立後も、応募時の提案内容が責任をもって確実に履行できる能力・体制が持続的に担保されるスキームなど)。

また、SPC設立については、上記「複数の法人等が共同して応募する場合の注意点について」に加え、次の点にご注意ください。

- ・指定管理者の指定は、大阪府議会での議決を経た後に大阪府が行い、その旨を公告しますが(この募集要項p29「10. 指定管理者の指定」参照)、SPCを設立する場合には、大阪府議会に議案を提出する日までに設立することを基本とします。ただし、議案提出日までにSPCが設立されない場合や、指定管理者の指定後又は指定管理者による管理運営業務の開始後にSPCを設立することとなった場合には、再度、大阪府議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。
- ・指定管理者(又は指定管理候補者)がSPCを設立することに関する大阪府との協議の過程で、大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴き、書類の提出を求め、必要な指示等を行うことがあります。なお、選定委員会がないときは、大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会の意見を聴くこととします。
- ・SPCの設立に際し、申請書類提出時の代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

※ 応募者名の記載について

事業計画書（様式第2号1、第2号2、第2号3、第2号4、第2号5まで）、収支計画書（様式第3号1、第3号2、第3号3）、管理体制計画書（様式第4号1、第4号2）、外注計画書（様式第6号）については、応募者名（グループ名）の記載は禁止いたします。（表紙や資料のヘッダー部分を含む。）

応募者名（グループ名）が記載されている場合は、受け付けできません。また、受付後に応募者名が記載されていることが判明した場合は、当該項目についての採点は行いません。同様に、応募者名（グループ名）が推測できるような記載も行わないでください。

例)「当社は大阪府立〇〇（名称）を平成△年から◇年まで管理した実績があります。」という記述は応募者の推測が可能ですので、「都道府県立の〇〇に関する施設を□年間管理した実績があります。」という記述とするなど。

※ 技術上のノウハウ等で大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に定める第8条に規定する非公開部分に該当すると考えられるところについては、二重下線を引いた上で提出してください。ただし、大阪府として公開すべきと判断した場合には大阪府情報公開条例の定めるところにより、公開することがあります。

大阪府情報公開条例（大阪府ホームページ参照）

http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyoi/ki_soku.html

※ 公募期間中に各種様式変更などの訂正があったときは、大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページにてお知らせします。

(2) 提出部数

書類は、A4版で、正1部と副10部（副は複写可）を同時に提出してください。なお、副10部のうち、9部については、法人名など応募者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。

「様式第1号」～「様式第6号」、並びに「(1) 提出書類」の⑤(カ)及び⑤(キ)の書類については、正本、写しに加え、電子データ（CD-R等）を2部提出してください。

※ 「(1) 提出書類」の⑤(カ)及び⑤(キ)の書類の電子データ（CD-R等）については、複数の法人等が共同して応募する場合には、全構成員のものがが必要です。

※ 電子データで提出いただくファイルは、次の名前で作成してください。

【△△株式会社（代表法人）が申し込む場合】

様式第1号1（ワード）	：	様式1-1 △△
様式第1号2（ワード）	：	様式1-2 △△
様式第2号1（ワード）	：	様式2-1 △△
様式第2号2（エクセル）	：	様式2-2 △△
様式第2号3（エクセル）	：	様式2-3 △△
様式第2号4（エクセル）	：	様式2-4 △△
様式第2号5（エクセル）	：	様式2-5 △△
様式第3号1（エクセル）	：	様式3-1 △△
様式第3号2（エクセル）	：	様式3-2 △△
様式第3号3（エクセル）	：	様式3-3 △△
様式第4号1（ワード）	：	様式4-1 △△
様式第4号2（エクセル）	：	様式4-2 △△
様式第5号（エクセル）	：	様式5 △△
様式第6号（ワード）	：	様式6 △△

「(1) 提出書類」の⑤(カ)及び⑤(キ)の書類（様式自由）： 決算関係書類等 △△

- ※ 異なったソフトで作成された資料（エクセル様式の資料をワード様式で作成するなど）は受け付けできません。
CD-R等のメディアにも応募者名を記入してください。
電子データについては、様式と同じソフト（ワード及びエクセル）で作成してください。
ワード 2010、エクセル 2010 で読み取りできるバージョンで作成してください。
- ※ 「(1) 提出書類」の⑤(カ)及び⑤(キ)の書類の電子データについては、様式はありませんので、PDF形式でも提出可能です。

8. 提案及び申請にあたっての留意事項

(1) 提案にあたっての留意事項

- ① この募集要項（別紙を含む。）の記載事項を十分にご理解いただいた上で申請してください。また、提案内容や管理者として果たしていただくべき責務等について、誠実に履行してください（なお、モニタリングや契約解除等については、この募集要項 p 31 参照）。なお、申請書類の提出をもって、応募者は、この募集要項（別紙を含む。）の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 特に留意していただきたい事項（なお、この募集要項 p 25 「9 (2) 審査方法」参照）
- (ア) 申請書類に不備・不足がないよう注意すること。
- (イ) 事業計画書等に記載されている内容については、府立万博公園の平等な利用、及び安全・安心な利用を確保したものであること。また、危機管理や防災公園にかかる認識・体制について理解した提案であること。
- (ウ) 事業計画書等に記載されている内容が、大阪府が求める管理レベル（募集要項、管理マニュアル及び管理水準書に記載している管理内容）に達していること。また、記載を求めた各項目（必須項目）について漏れなく記載すること。
- ※ 具体的な記述とすること。（「管理マニュアルを踏まえ適正に管理運営します。」のような記述は、具体的記述がない提案とみなします。）
- ※ 補修・修繕費については、管理マニュアルにおいて、「大阪府が示す参考価格と同額以上を執行する必要がある」と記載しています。収支計画書において、当該費用が参考価格を下回らないこと。
- ※ 別紙 8 「運営体制について」及び別紙 11 「管理マニュアル」において、「閑散期においても確保すべき職員の最低限のポスト数」を記載しており、これに基づき、最低限のポスト数以上を提案すること（管理体制計画書に記載）。
- ※ 別紙 8 「運営体制について」及び別紙 11 「管理マニュアル」において、「府立万博公園管理に必要な主な有資格項目」として指定管理者が保持すべき資格を記載しており、保持すべき資格者を配置すること（管理体制計画書に記載）。
- ※ 別紙 8 「運営体制について」及び別紙 11 「管理マニュアル」において、管理責任者や必置技術者などについて、応募者（グループによる応募の場合は、代表法人を含むいずれかの構成団体）と正規雇用や直接雇用関係を求めている場合にあっては、これを満たすこと。
- (エ) 収支計画書と管理体制計画書の整合をとるとともに、提案価格により提案内容の管理運営を行うことが可能である提案となっていること。
- (オ) 実現可能性のある事業提案であること。
- (カ) 「管理マニュアル」に定める考え方と異なる提案をする場合や、現行の禁止行為等に関し、これと異なる考え方に基づく提案を行う場合は、「(ア)異なる考え方を採用する」ことを必ず記載すること（この募集要項 p 22⑦及び p 23⑧参照）。
- ③ 事業計画書に記載する提案については、「観光拠点化」や「博覧会レガシーを活かした魅力創出」の観点など、「管理運営方針」（この募集要項 p 3）を十分に踏まえた上、現

在の府立万博公園にない取組みや、現行の取組みを発展させる方法などに関する提案を期待します。また、公園の設置目的や管理運営に関する基本的事項（別紙 11「管理マニュアル」、別紙 12「管理水準書」及び別紙 13「設計・整備業務水準書」に示す仕様）を踏まえ、大阪府が求める管理水準以上の効率的・効果的な管理運営を行うこととし、その具体的な方法等について提案してください。

なお、事業計画書の記載内容にかかわらず、この募集要項や別紙 11「管理マニュアル」及び別紙 12「管理水準書」に記載する水準以上のものは、実施しなければなりません。また、建物等にかかる設計や整備においては、別紙 13「設計・整備業務水準書」に記載する水準以上のものは実施しなければなりません。

- ④ 開園日の拡大や利用時間の延長に関する提案（現在の水準を上回る提案）は、評価の対象とするため、事業計画書に記入してください。提案内容の実施については、大阪府と指定管理者との協議により決定するとともに、必要に応じ、大阪府において大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則の改正を行います（この募集要項 p 4 (2) 参照）。
- ⑤ 大阪府に対して施設改修等を求める提案については、評価の対象となりません。また、提案が行われた場合であっても、大阪府として、この実施を確約するものではありません。
- ⑥ この募集要項 p 26 《審査基準》表中の「指定管理者による投資」については、指定管理業務に関するものであって、公園施設や設備の効用や価値を高めるもの（府の資産増や施設の長寿命化に資するものなど）に限ります。指定管理者が行う自主事業やイベントなどのソフト事業は投資に含みません。

この募集要項 p 6 ③「指定管理者の投資によって設置した建物等の管理運営」において、投資の例を記載していますが、公園施設の設置費用（指定管理者が建物を設置し府に無償譲渡する場合の当該建物の設計費・建設工事費、案内サインの作成費・設置費など）や、既存公園施設の改修費のほか、利用者サービスに資するもので大阪府に無償譲渡する備品の購入費や、大阪府が示す参考価格を超える額の補修・修繕にかかる経費などがこれに該当します。ただし、収益性のある有料施設等の設置を自ら行い、当該施設の利用に係る料金を自ら設定して自主事業として管理運営する場合（この募集要項 p 8 「①有料施設等の設置」に該当）の施設設置費等については、投資には該当しません。

指定管理者による投資は、原則、平成 35 年度末までに行うこととし、詳細な内容及び時期等については、指定管理者の指定後、事業計画書をもとに指定管理者と大阪府との協議によることとします。国との協議（国有地の場合）や吹田市による建築基準法に基づく建築確認その他の事由により、提案内容に関する変更が生じた場合であっても、投資に関する提案額の履行は必須とします。なお、平成 35 年度末までに行うとして提案いただいた投資額が、選定審査における評価の対象となります。

「大阪都市魅力創造戦略 2020」を踏まえ、「文化・観光拠点形成」に資するものや、インバウンドの増につながる投資を期待します。

- ⑦ 別紙 11「管理マニュアル」については、この募集要項 p 5 (1) 記載のとおり、指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、大阪府又は指定管理者の発意に基づき、双方協議の上、大阪府における変更手続を経て、内容を変更することができることとします。

ただし、「管理マニュアル」に定める考え方と異なる提案をする場合は、(ア)異なる考え方を採用する旨の記載、(イ)そのようなルールを採用する詳細な理由、(ウ)問題点や課題とその対策、などについて必ず記載してください。また、提案内容が加算対象とならないことがありますので、ご了承ください。なお、(ア)の記載がない場合、管理マニュアル等を理解していないものとして、選定されないことがあります（この募集要項 p 25「9 (2) 審査方法」参照）。

また、「管理マニュアル」の内容変更を前提とした提案が行われた場合であっても、大阪府としては、この実施を保証するものではありません。（内容変更を前提として「管理運営に係る経費の縮減」を提案し、提案内容が実現できなかった場合でも、大阪府から

経費の補填は行いません。)

- ⑧ 府立万博公園における現行の禁止行為等に関し、これと異なる考え方に基づく提案を行う場合は、(ア)異なる考え方を採用する旨の記載、(イ)そのようなルールを採用する詳細な理由、(ウ)問題点や課題とその対策、などについて必ず記載してください。また、提案内容が加点対象とならないことがありますので、ご了承ください。なお、(ア)の記載がない場合、管理マニュアル等を理解していないものとして、選定されないことがあります(この募集要項 p 25「9(2) 審査方法」参照)。

また、異なる考え方を前提とした提案が行われた場合であっても、大阪府としては、この実施を保証するものではありません。(異なる考え方を前提として「管理運営に係る経費の縮減」を提案し、提案内容が実現できなかつた場合でも、大阪府から経費の補填は行いません。)

例)・指定された場所以外の車両を乗り入れる行為(万博公園条例第6条及び別紙11「管理マニュアル」参照。)

・府立万博公園有料施設への動物の持ち込み(万博公園条例第6条及び別紙11「管理マニュアル」参照。)

・自然文化園内での夜間宿泊(禁止行為として掲げているものではないが、別紙11「管理マニュアル」において注意事項等を記載。)

- ⑨ 現時点で万博公園条例の改正等を行う可能性がある施設は次のとおりです。

(ア) 太陽の塔

・平成30年3月から内部公開を予定している「太陽の塔」については、使用料設定のための万博公園条例の改正案を、平成29年度中の府議会に提案する予定です。改正条例案が可決された場合には、太陽の塔の使用料が設定され、指定管理者制度への移行後は、利用料金制により料金は指定管理者の収入となります。

・太陽の塔の管理運営にかかる参考価格については、収入・支出とも別紙10のとおり、収入額を支出額相当額としています。なお、万博公園条例の改正が行われなかつた場合には、管理マニュアルを修正することとしますが、万博公園条例の改正が行われた場合には、定められた使用料の額の如何にかかわらず、指定管理者に対して大阪府が支払う管理委託料の変更に関する協議は、原則として行いません。

(イ) 万博記念競技場

・万博記念競技場の使用料の額(照明設備等付帯設備の金額など)を見直すため、万博公園条例の改正を検討しており、平成29年度中の府議会に提案する予定です。

・万博記念競技場の管理運営にかかる参考価格については、収入・支出とも別紙10に記載する「施設管理費」「スポーツ施設」の中に含まれており、収入額と支出額を同額程度と見込んでいます。なお、万博公園条例の改正の如何にかかわらず、指定管理者に対して大阪府が支払う管理委託料の変更に関する協議は、原則として行いません。

(ウ) パークゴルフ場

・パークゴルフ場については、現在、民間事業者が管理運営を行っていますが、指定管理者制度への移行に伴い、指定管理者の管理範囲に含め、パークゴルフ事業を管理運営していただく予定です。このとき、万博公園条例を改正して使用料を設定することがあり、利用料金制のもと、料金は指定管理者の収入となります。

・パークゴルフ場の管理運営にかかる参考価格については、収入・支出とも別紙10のとおり、収入額を支出額相当額としています。なお、万博公園条例の改正が行われなかつた場合には、管理マニュアルを修正するとともに、指定管理者に対して大阪府が支払う管理委託料の変更に関する協議を行うこととします。

(エ) 使用料の減免に関する取扱基準

・身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、知的障がいのある者と判定されて療育手帳又はこれに準ずる手帳の交付を受けた者、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けた者、特定疾患

医療受給者証所持者及び小児慢性特定疾患医療受診券所持者等に対して、万博公園条例別表第二で掲げる運動施設（野球場・少年野球場・スポーツ広場・万博記念競技場・フットサルコート・テニスコート・弓道場・少年球技場・総合スポーツ広場・小広場・運動場・小運動場）の使用料免除について、取扱基準の規定整備を行う見込みです。これを踏まえて、「管理運営に係る経費の縮減」の提案を行ってください。

- ・運動施設の管理運営にかかる参考価格については、収入・支出とも別紙10に記載する「施設管理費」「スポーツ施設」の中に含まれており、このたびの規定整備の如何にかかわらず、指定管理者に対して大阪府が支払う管理委託料の変更に関する協議は、原則として行いません。
 - ・太陽の塔及びパークゴルフ場についても、他施設の例に準拠し、減免に関する取扱基準を定める予定です。
- ⑩ おもしろ自転車広場、サイクルポート、バーベキューコーナーのエリアについては、指定管理者が自主事業を行うことができるエリアとします。自主事業の実施については、大阪府との協議が必要です。自主事業を行うにあたっては、収入等の一部を大阪府に納付することとし、その額の目安は、この募集要項のp9記載のとおりです。
- なお、当該地は国有地であることから、建物の設置を伴う場合にあっては、この募集要項p6③記載のとおり、当該建物を大阪府に無償譲渡していただく必要があります。このとき、当該建物の管理運営に際し、入館料等を徴収する場合は、万博公園条例を改正して料金を設定することが必要となります。このような場合には、自主事業ではなく、指定管理業務として当該建物の管理運営を行っていただくこととなります。
- ⑪ 旧国際児童文学館については、指定管理者の管理範囲外施設とします。現在、当建物の活用検討を進めているところですが、指定管理者には、将来、当建物を管理運営する団体との間で、園内通行や光熱水費の支払方法等に関する協議を行っていただくこととなります。
- また、万博記念公園駅周辺地区（将来ビジョンp19）をはじめ、大阪府が指定管理区域内において事業者誘致を行う際には、指定管理者の管理範囲から除外することとし、契約変更等について協議をさせていただきますが、あわせて、事業者決定後は、当該施設の管理運営者との間で、相互の管理に関する調整や光熱水費の負担方法をはじめとした協議等を行っていただきます。

(2) 申請書の提出にあたっての留意事項

- ① 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ② 申請書類が不足している場合は、申請を受け付けない場合があります。
※提出書類チェックリスト（別添）により提出書類のチェックを行ってください。
受付を円滑に行うため、提出の際はチェックリストを持参してください。
- ③ 書類の提出は、1応募者につき1組とします。複数の提案書の提出はできません。
- ④ 資料はファイルに綴じ、見出し等を付けてわかりやすく整理し、提出してください。
- ⑤ 応募者は、申請団体名の公表について、あらかじめ了知の上、申請してください。また、提案内容の概要を公表することがあります。
- ⑥ 提出期間を経過した後は、申請書類の再申請及び書換えや差換えによる提案内容の変更は認めません。
- ⑦ 申請書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など大阪府が必要と認める場合には、大阪府は申請書類の内容を応募者の許可なく、無償で使用できるものとします。なお、提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。
- ⑧ 大阪府又は選定委員会の求めに応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑨ 申請書類の作成をはじめ、応募に際して必要となる一切の経費は、応募者の負担とします。

- ⑩ 応募者は、書類を提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式なし）を提出してください。

9. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

府立万博公園の指定管理者には、万博公園条例第15条の規定に基づき、「管理運営方針」（この募集要項 p 3 参照）を理解の上、指定管理業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

選定委員会が、次の選定基準及び審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、最優先交渉権者と次点者を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に著しい不備があった場合。
- ② 関係法令に違反若しくはこの募集要項から著しく逸脱した提案である場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合。
- ⑤ 以下の不正行為があった場合。
 - ・他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ・最優先交渉権者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ・最優先交渉権者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑥ 「管理運営に係る経費の縮減」の提案において、大阪府から指定管理者に支払うこととなる管理委託料の額が、参考価格で示す管理委託料の額を上回る場合。（この募集要項 p 13 「注）管理委託料等について」参照。）
- ⑦ 事業計画書の記載について、制限枚数を超過している場合。（この募集要項 p 17②）

この募集要項 p 21 「②特に留意していただきたい事項」(ア)～(カ)に記載する事項を満たしていないと判断される提案や、事業計画書等に記載されている内容が大阪府の指定管理者（公の施設の管理者）として適切でないと判断される提案などは、選定されない場合があります。

また、最も評価の点数が高い場合であっても、この募集要項 p 26 で示す《審査基準》における「評価方針」の5つのうち、いずれかが無得点（0点）の場合や、別紙9の「適・不適」の評価項目において「不適」の評価があった場合は、総合力に劣るものとして、選定されないこととなります。

《選定基準》

- ① 公園の平等な利用、安全安心な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか。
- ② 公園の効用を最大限に発揮させることができるか。
- ③ 公園の管理業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有しているか。
- ④ 公園の管理に係る経費の縮減を図ることができるか。また、指定管理者による投資を行っているか。
- ⑤ その他大阪府施策との整合等公園の管理に際して必要とする取組みを行っているか。

《審査基準》 *評価の細目については、別紙9を参照

評価方針	評価項目	配点
平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策	○公園の設置目的及び管理運営方針 ○平等利用の考え方	2点
公園の効用を最大限発揮するための方策	○公園エリアの賑わいづくり、観光拠点化に向けた方策 ○施設の管理運営の適格性、サービスの向上及び活性化の方策 ○安全・安心・快適な利用の確保	32点
適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	○収支計画等の内容、適格性・実現可能性 ○安定的な運営が可能となる人的能力 ○安定的な運営が可能な財政的基盤	6点
管理運営に係る経費の縮減等に関する方策	○管理運営に係る経費の縮減 ○指定管理者による投資 (※1)	50点
その他管理に際して必要な事項	○府施策との整合 (※2) ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 5点 (就職困難層への雇用・就労支援 2点) (障がい者の実雇用率 1点) (知的障がい者の清掃現場等就業状況 2点) ・府民、NPOとの協働等 2点 ・環境問題への取組み 2点	10点

※1 管理に係る経費の縮減については、次の採点方法により得点を決定します。

①別紙10「参考価格」の中で示す管理委託料に対して、委託料をいくら縮減するかを提案していただきます。(管理委託料－応募者が求める管理委託料＝委託料縮減額)

②あわせて、指定管理者による投資額を提案していただきます。(投資の範囲など、留意事項については、この募集要項p22⑥参照。)

③その上で、次のとおり点数化します。

<算定式>

・満点(50点)×各応募者の(委託料縮減額+投資額) / (委託料縮減額+投資額)のうち最高の額

・点数は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで点数化します。

・下記の例も参考に、間違った提案を行わないようご注意ください。

例) ① 参考価格で示す「大阪府から支払う管理委託料」の額が10年間で13億2,470万円。その上で、大阪府に求める管理委託料をご検討いただき、管理委託料の縮減額を提案していただく。3団体からの応募があり提案額は次のとおり。

・応募者A：大阪府から10年間で11億円の管理委託料を求める

⇒10年間で2億2,470万円を縮減するとの提案

指定管理者として3億円の投資を行うとの提案

・応募者B：大阪府から10年間で9億円の管理委託料を求める

⇒10年間で4億2,470万円を縮減するとの提案

指定管理者として2億5,000万円の投資を行うとの提案

・応募者C：大阪府から10年間で8億円の管理委託料を求める

⇒10年間で5億2,470万円を縮減するとの提案

指定管理者として1億円の投資を行うとの提案

② 上記①の提案を点数化

<算定式> 満点 (50 点) ×各応募者の (委託料縮減額+投資額) / (委託料縮減額+投資額) のうち最高の額

- ・応募者A : 50 点 × (5 億 2,470 万円 / 6 億 7,470 万円) = 38.88 点
- ・応募者B : 50 点 × (6 億 7,470 万円 / 6 億 7,470 万円) = 50 点
- ・応募者C : 50 点 × (6 億 2,470 万円 / 6 億 7,470 万円) = 46.29 点

注)「管理運営に係る経費の縮減」に係る提案において、大阪府から指定管理者に支払うこととなる管理委託料の額が、参考価格で示す管理委託料を上回る場合、選定審査の対象から除外 (この募集要項 p 25 「9 (2) 審査方法」参照) しますが、上記の例では、大阪府から支払うこととなる管理委託料が 10 年間で 13 億 2,470 万円を超える場合、これに該当します。

また、他の応募者と比較して最高の納付額を提案した応募者が、他項目の評価結果によって選定されなかった場合、その応募者の提案価格は、この式の「(委託料縮減額+投資額) のうち最高の額」として取り扱いません。(選定の対象となる応募者の提案価格の中から「大阪府へ納付する提案額のうち最高の額」を定めます。)

なお、大阪府からの委託料を 0 円とし、かつ、大阪府へ納付金を納める提案があった場合には、上記算定式の「委託料縮減額」を「委託料縮減額+大阪府への納付金額」と読み替えて点数化します。

【契約額について】

- ・大阪府から支払うこととなる管理委託料の額が契約書に記載する契約額となります (委託料縮減額が契約金額となるわけではありません)。なお、管理委託料の支払いについては、この募集要項 p 13 「注) 管理委託料等について」記載のとおりです。また、指定管理者による投資の額についても、契約書に記載します。

【参考価格について】

- ・別紙 10 をご覧ください。

※2 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援 (2 点) についての配点の内訳は下記のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域就労支援センター ・障害者就業・生活支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ・ホームレス自立支援センター ・地域若者サポートステーション※ ・生活困窮者自立支援機関 <p>のいずれかの活用による就職困難者の雇用を評価する。 ※ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1 年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社) おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP) への加入の有無 	<p>雇用者 1 名 + C-STEP 加入 ⇒ 1 点</p> <p>雇用者 2 名 ⇒ 1 点</p> <p>雇用者 2 名以上 + C-STEP 加入 ⇒ 2 点</p> <p>雇用者 3 名以上 ⇒ 2 点 (以上、2 点を上限)</p>
---	---

※就職困難者の雇用については、既存就労者を雇用いただくことを原則としますが、新規雇用の場合も可とします。(既存雇用は、平成 26 年 4 月 1 日以降に雇用され、平成 29 年 8 月 1 日現在在職している者を対象とします。また、新規雇用の場合、指定期間の初日から 7

月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。）

※就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除きます。

なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

- ・ 1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。
- ・ 雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）
- ・ 各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。

※（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者

就職困難者への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・ 毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・ また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告すること。
- ・ 就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書を提出すること。

※障がい者の実雇用率については、応募書類の提出期限の直前の6月1日現在で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。

※知的障がい者の清掃現場等就業状況の取扱いについては、以下のとおりとします。

- ・ 府立万博公園では、清掃業務において知的障がい者5名（週の労働時間は一人あたり30時間以上）以上を従事させる体制をとること。このとき、別紙6に記載する「行政の福祉化」も参考に、清掃業務以外の現場で従事させる体制をとることも可能とする。
- ・ 現在、知的障がい者が1名（週の労働時間は30時間）、清掃業務に従事しており、当該清掃業務に従事する知的障がい者が引き続き就業を希望する場合は、必ず雇用してください（上記5名のうちの1名としてカウントします）。なお、本人に継続雇用の希望がなく、新たに知的障がい者を雇用する場合であっても、現行と同様の体制（週の総労働時間、保険加入等の雇用環境）を維持すること。

なお、知的障がい者の清掃現場就業状況について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・ 毎年度4月1日現在の知的障がい者の清掃現場就業の状況について、「知的障がい者の清掃現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出すること。
- ・ また、年度途中における雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者の清掃現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告すること。

(3) 提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション・ヒアリング）

選定委員会において、提案があった事業計画に関するプレゼンテーション及び応募者からのヒアリングの機会を設ける予定です。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨応募者に通知します。

なお、説明を求める内容は提案内容全般に渡りますので、応募者を代表して説明や意見を述べられる方に説明をお願いします。技術的な事項について説明を求めることもありますので、応募された法人等に属する技術者等の同席も構いません。（人数制限を行う場合があります。）

※事業計画等の審査は匿名で行うため、説明にあたっては、応募者名（グループ名）を述べたり推測できるような説明をしないでください。

また、応募者名（グループ名）が分かるような企業の社章の着用等もしないでください。応募者名（グループ名）が判明した場合には、影響する項目についての審査が困難となる場合がありますので、ご注意願います。

(4) 選定委員会における最優先交渉権者の選定

選定委員会における審査において、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。（なお、選定されない場合に関し、この募集要項 p 25 「(2) 審査方法」参照。）

複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

選定委員会の審査結果については、平成 29 年 12 月下旬に応募者に対して書面で通知します。

(5) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と協議の上、大阪府が指定管理候補者として選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

(6) 審査結果の公表

選定委員会の審査結果については、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

- ① 全応募者の名称 ※申込順
- ② 指定管理候補者と評価点（提案金額を含む）
- ③ 全応募者の評価点（委員毎の点数を含む） ※得点順
- ④ 指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名
- ⑥ 委員選定の考え方
- ⑦ その他

なお、応募者が 2 者であった場合、評価点に関する情報については、上記②は公表し、③は公表しないこととします。ただし、次点者を設ける場合については、③を公表します。

また、応募者が 3 者であった場合、評価点に関する情報については、上記②及び次点者とその評価点（提案金額を含む。）は公表し、③は公表しません。

10. 指定管理者の指定

指定管理候補者は、大阪府議会での議決を経た後に大阪府が指定管理者として指定し、その旨を大阪府が公告します。

なお、指定管理者移行後の円滑な事業の実施のため、指定管理候補者の選定（この募集要

項 p 29(5)) 及び指定管理者の指定（大阪府議会の議決後、すみやかに指定の事務手続を行う予定）の後、提案内容の具体的な実施に関して大阪府によるヒアリングを行います。

指定管理者は、ヒアリング結果や大阪府との協議を踏まえ、事業実施計画書（この募集要項 p 10(4)②参照）を作成してください。

※ 指定管理者として指定された事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターにお問い合わせください。

1 1. 契約の締結

大阪府と指定管理候補者が協議を行った上で、平成 30 年 10 月 1 日から平成 40 年 9 月末日までを管理期間とする契約（複数年契約）を締結します。なお、契約締結は、平成 30 年 4 月から 9 月の間で、大阪府と指定管理者の協議が整いしだい行うこととします。

※契約内容（抜粋）

業務名称、履行場所、指定期間、契約金額、総則、使用目的、指定期間、基本的な業務の範囲、指定管理者の責務、事業実施計画書等及び事業報告書等の提出、指定管理者による投資、委託料の支払い、物品の貸与等、リスク負担、個人情報の保護、秘密の保持、個人情報・データ等の管理、情報公開、人権研修の実施、審査請求の取扱い、原状回復、指定取消し、損害の賠償、第三者への委託の禁止等、解除権、施設等の利用、重要事項の変更の届出、業務の引継ぎ方法、協議、など。

※ 指定管理者が、正当な理由なくして契約の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者が、契約の締結までに、事業計画書の内容に虚偽があることが判明したときや事業の履行が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なうなどにより指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、契約を締結しないことがあります。

なお、指定管理者の指定を取り消された場合は、次点者を大阪府議会での議決を経た後、指定管理候補者として選定する場合があります。

1 2. 引継ぎ事項等

- ・平成 30 年 10 月からの指定管理業務が円滑に開始できるよう、指定管理候補者が選定された段階で、必要な引継ぎ等を行うことができることとします。
- ・引継ぎに要する費用は、すべて、指定管理候補者（指定管理者）の負担とします。
- ・引継ぎの中で知りえた事項（個人情報を含む。）については、守秘義務が課せられます。
- ・平成 30 年 9 月末までに大阪府が受けた施設利用等の予約については、予約時と同一条件での利用を保証することになります。
- ・平成 30 年 10 月以降の予約対応に支障が出ないように、予約者やイベント内容等に関する情報管理について万全を期してください。なお、平成 30 年度末までの間においては、大阪府が主催又は共催するイベント等に関し、平成 30 年 9 月末日までの間に、あらかじめスケジュール設定を行うものがあります（平成 30 年度末までの経過措置）。
- ・平成 30 年 10 月以降の施設利用等に関し、使用料が同年 9 月末日までに大阪府に歳入されている場合（使用料の前受金）は、大阪府から指定管理者に引き継ぐこととなります（自然文化園における年間パスポート及びテニスコートの年間使用を除く）。
- ・指定管理者の管理範囲の中には、現在、民間事業者が管理運営を行っている施設として、

パークゴルフ場、おもしろ自転車広場、サイクルポート、バーベキューコーナー、売店、食堂があります。指定管理者の指定後、現事業者の業務・物品等を引き継ぐ場合や、業務を共同して行う場合には、現事業者と協議を行っていただきます。なお、これらの施設については、別紙 11「管理マニュアル」をご覧ください。

- ・施設の維持補修等に関し、施設設置者である大阪府が求める引継ぎに応じていただく場合があります。
- ・当該施設で清掃業務に従事している知的障がい者が、引き続き就業を希望する場合には、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、関係者間での調整をお願いします。
- ・指定期間満了時には、次期指定管理者への引継書類等の作成及び必要な引継ぎを行っていただきます。あわせて、利用者に不便をかけないようにするため、パンフレットやホームページ、その他物品等についても、次期指定管理者と協議の上、引き継いでいただくことがあります。また、大阪府が必要とする管理運営等に関するデータ等について無償で提供していただきます。

13. モニタリング（点検）等の実施

(1) 毎年度の評価

指定期間中の年度ごとに、事業計画で提案した目標の達成状況、管理運営や事業の実施状況等について、外部有識者で構成する大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、指定管理者が実施した業務について、点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらにサービスの向上につなげていただくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、大阪府の評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

また、同委員会の審議を経て、目標達成・事業計画実施状況及びその評価結果について、府が公表します。指定管理者は、その評価結果を踏まえ、次年度の業務内容の改善を行なうなど、指定管理業務に反映していただきます。

(2) 指定期間中の中間総括

平成 35 年度、指定期間前半（平成 34 年度末まで）の指定管理業務全般の実施状況について総括し、検証する機会を設けます。

検証の結果、改善すべき事項があれば、知事その履行を指示することがあります。知事の指示に従わないときは、地方自治法及び万博公園条例の定めるところにより、その指定を取り消すことがあります。

(3) 総合評価

平成 38 年度、大阪府においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価（4段階評価）を実施します。

(4) 総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の指定管理者の選定公募に応募し、かつ、当該管理者が、上記(3)の総合評価結果が最低評価である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、この募集要項の p 26《審査基準》表に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減等に関する方策」を除いた得点に対して 10%の減点率を乗じることとします。

なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

(5) 最終評価

平成 40 年度、大阪府において指定期間を通じての年度評価、中間評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

14. その他

指定期間中、上記 13 に掲げる場合のほか、事業実施計画に記載された業務を履行しない場合や、大阪府が求める管理レベル（この募集要項、管理マニュアル、管理水準書、設計・整備業務水準書など）に達していない業務がある場合、その他指定管理者として果たすべき責務を誠実に履行しない場合には、知事はその履行を指示することがあります。これら管理運営業務等に関する知事の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法及び万博記念条例の定めるところにより、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

このとき、大阪府は指定管理者に対して賠償等を行いません。また、大阪府に損害が生じたときは指定管理者に賠償していただきます。